

84 類、87 類 1. 自走式作業機械の取扱いについて

第 84 類の建設機械等に属する自走式作業機械は第 87 類に該当するトラクターと類似の走行ベースに作業機械（排土板及びこれを支えるアーム等）を取り付けたものが多いが、これらについては下記のような例を参考として取り扱うこととする。

- (1) 排土板及びアームが容易に取外し可能なブルドーザー

走行部：第 87.01 項

排土板及びアーム：第 84.31 項

- (2) スタビライザー及びショベルの取外しが容易でないエクスキャベーターローダー：全体で第 84.29 項

84.18 項、85.28 項 1. 中古家電

輸出統計品目表第 84.18 項又は第 85.28 項の「小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）」とは、いわゆる新品の家電をいい、当該物品の製造後の包装状態のもので、当該包装が開封されていないものをいう。

上記以外のいわゆる中古家電（製造後の包装が開封され又は使用されたことが明らかなもの）を「その他のもの」に分類する。

8419.89 1. High and low temperature test chamber

本品は、半導体デバイス、サーモスタット等の温度試験を行う装置であり、試験槽、加熱コイル、coolant orifice、送風機、温度検出器、制御機構等から構成されている。

槽内温度が設定温度と異なる場合には、温度検出器により温度差が検出され、制御機構が自動的に作動して加熱コイルにパルス電流が通し、又は coolant orifice から液化ガスが噴出され、槽内の温度を設定温度に保つよう調節する（作動範囲、 -73.3°C ～ 260°C 、精度士 0.14°C ）。

本品は、構造的にみると冷却機構の占める割合が大きいが、これは、加熱は簡単な機構で行い、冷却は複雑な機構を必要とするからにすぎず、冷却機能の重要性を意味するものではない。

本品は、被試験物を一定温度に保って耐熱試験等を行う機器であり、関税率表解説の「材料に単に温度変化を生じさせる機械」に該当するものとして第 8419.89 号に属する。

8422.30 1. Standard accogel machine

本品は、溶融状のゼラチン及び粉状又は粒状の調製医薬品を原料として使用し、ゼラチンフィルムの成形及び加工を行いながら、当該加工されたゼラチンフィルムに一定量ずつ医薬品を充てんし、その部分を封止して抜き取ることにより、ソフトカプセル剤を連続的に製造するものである。

本品の分類については、その加工工程等から見て、包装機械（第 8422.40 号）又は医薬品製造機械（第 8479.89 号）とも考えられるが、本品の主たる機能は充てんにあると考えられ、かつ、充てんの直前に成形されたゼラチンフィルムは既にカプセルとしての特性を有するものであると認められるので、「充てん用の機械」に該当するものとして第 8422.30 号に属する。

8424.90 1. Actuator with overcap

本品は、化粧品、殺虫剤等を噴霧するための圧力容器（エアゾール缶）に取り付けるプラスチック製の物品で、アクチュエーター及びこれを覆う overcap から成る。

アクチュエーターは、缶内に挿入されたバルブ（弁）付きの導管のバルブを開き、噴射剤の圧力により導管内を上昇してきた液体を横方向に導き噴霧するための部分であり、導管の先端のバルブ部に接続するくぼみ及び液体を横方向に導く細孔を有し、細孔の末端には数条の放射溝をつけた噴射用ノズルが取り付けられている。

Overcap は、アクチュエーターを覆い、かつ、これを缶に保持するための筒状の部分であり、ノズルが接する箇所には窓があげられ、外壁の下部には缶にはめ込むための段が付けられている。

内容物が詰められ、全体が組み立てられた状態においては、アクチュエーターはバルブのばねの力により押し上げられているが、その頭部を指で押すとアクチュエーターは overcap の内壁に沿って押し下げられ、これに伴いバルブが開口し、内容物がアクチュエーターを通じて噴霧される。

本品のアクチュエーターは、バルブに接触しこれを開口するとともに、エアゾール容器の内容物を噴霧する機能を有する。後者の機能は、単にバルブのみでなくエアゾール容器の全部分と組み合わせ使用した場合に果たされる。

したがって、本品は、バルブの部分品とは認められず、エアゾール容器の頭部を構成する物品、すなわち、噴霧器の部分品として第 8424.90 号に属する。

84.26 項又は 84.29 項 1. 中古機械等

輸出統計品目表第 84.26 項又は第 84.29 項の細分において「中古のもの」とは、次の機械をいう。

- (1) 国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出がされたもの
- (2) 国内において上記(1)の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの

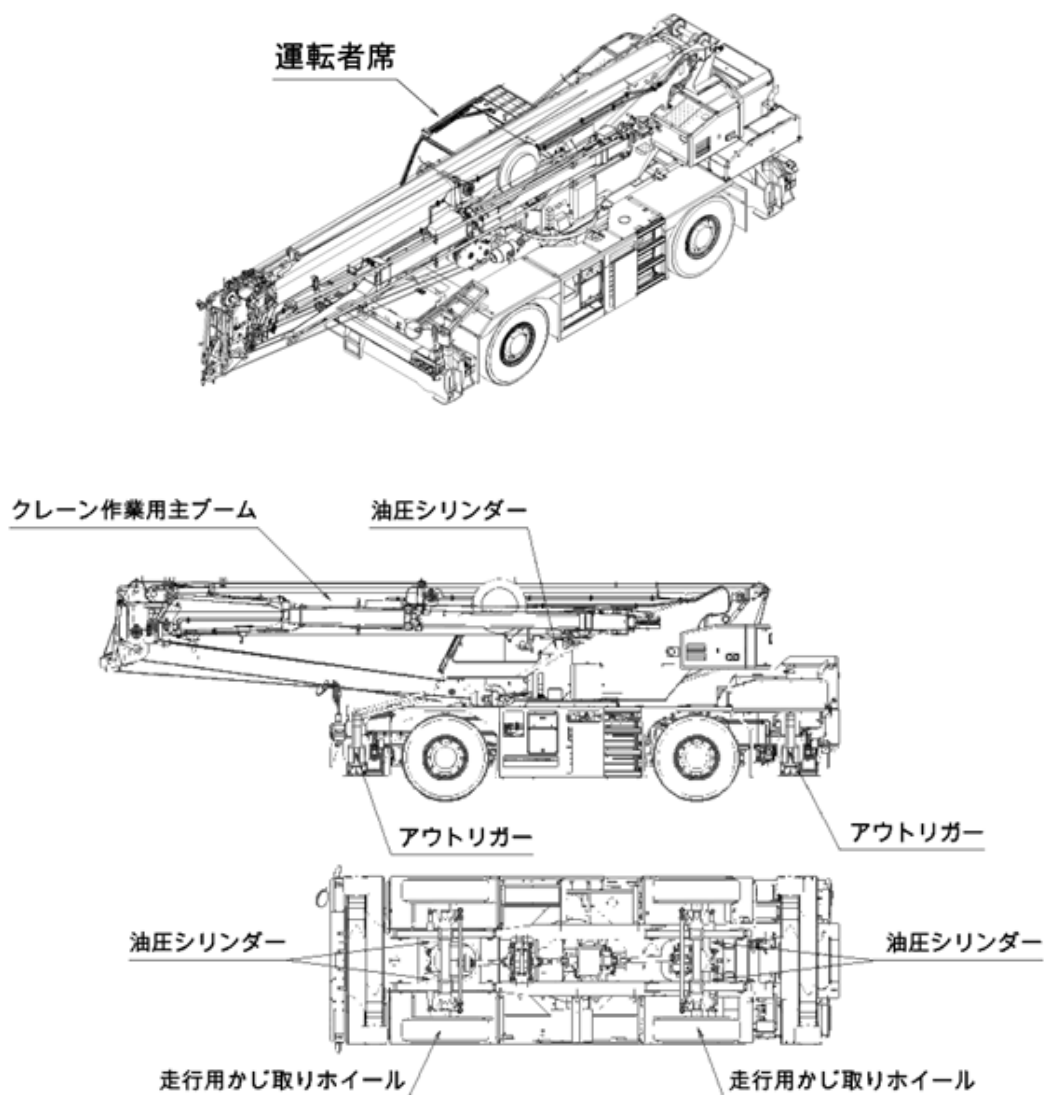
なお、(一社)日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されている機械については、新車として取り扱う。

8426.41 1. ラフテレーンクレーン

輸出統計品目表第 8426.41 号の細分において「ラフテレーンクレーン」とは、タイヤ付きの移動式クレーンで、次の要件を全て満たすものをいう。

- (1) 運転者席は一つであり、走行及びクレーンの運転操作の両方が可能である。
- (2) クレーン作業用主ブームが油圧により伸縮可能で、油圧シリンダーによって起伏されるものである。
- (3) ホイールは全てシングルタイヤ構造で、車軸数が 2 軸以上である。
- (4) クレーン作業時に機体の安定を保つアウトリガーを装備している。
- (5) 走行用かじ取りホイールを油圧のみを用いて操舵する構造で、全てのホイールを操舵可能である。

外観例



8432.80 1. Hand mototol (手動式モーターローラー)

本品は、直径約 90センチメートル、幅約 75センチメートルの厚板ボイラプレート製ローラーに内蔵された 1.5 馬力の内燃機関によりローラーを回転させるものである。ローラーには安全装置付きのハンドルを装着してあり、操作者の歩行速度に応じて速度調整をし得るもので全重量は 400～500 キログラムである。

本品は芝生用又は運動場用の専用ローラーであり、単に内燃機関を内蔵したものに過ぎず、人力により簡単に操作し得るものであることから第 8432.80 号に属する。

8443.19 1. Automatic pottery printing machine

本品は、通常凹面状の陶磁器（皿、口の広いつぼ等）の内面に絵付けをする機械で、陶磁器の供給及び取出しは人手によって行われる。

本品は、絵付けの模様を彫り込んだ平面状の凹版、陶磁器を置く支持台が設置されたスライド式テーブル、支持台の中央部の上に設けられたプリンティングパッド（絵付けされる面の形状に合わせて、凸形に形作られた弾力性のあるゼラチン製のもの）、凹版用インキ装置等が一体構造となっているものである。

絵付けの方法は、次のとおりである。パッドを下ろしてインキのついた凹版に圧着し、パッドに絵を写し取り、元の位置に戻す。次に陶磁器をパッドの下に運び、パッドを下ろして陶磁器に押捺（なつ）し、パッドの絵を転写する。再びパッドを上げて絵付けされた陶磁器を移動させ、支持台から手で取り外す。

本品は、版を使用して、押捺（なつ）により模様を形成する機械であるので、印刷機に該当する。その様式等から判断すると、第 8443.19 号に属するものである。

84.51 項 1. Hydraulic die cutting machine 及び Hydraulic swing arm cutting press

本品はいずれも類似の外観及び性能を有し、内蔵する液圧ポンプが発生する油圧によりオイルシリンダーを操作して上板を下板に圧着する。その際、種々の形に型取りした工具鋼製ダイを上板の下面に取り付け、織物類を裁断するときは、加工材料を積み重ねて打抜き裁断し、皮革を裁断するときは、皮革を1枚ずつ打抜き裁断するものであるが、カタログによればその他の材料（紙、プラスチック、ゴム等）にも同様の加工ができることが説明されている。

(1) これらの機械の所属の決定に当たっては、第84類の注7の規定に基づいて属する項を決定することとなるが、その取扱いは次による。

(a) 本来、紙又は板紙の切断機(84.41)、織物類の切断機(84.51)、皮革の切断機(84.53)、金属の切断機(84.61)、鋳物性材料の切断機(84.64)又は木材等の硬質物の切断機(84.65)として設計製作された機械であると認められるときは、他の用途にも使用できる(例えば、板紙用の切断機で織物用又は皮革用にも使用できる等)のものであっても、それぞれ特掲された該当する項に属する。

ただし、特掲してない用途に使用するものとして本来設計製作されたものであるときは、たとえ、同時に他の物品の切断にも使用することができるものであっても、この限りでない。

(b) 主たる用途がいずれの項にも示されていない機械(前記(a)のただし書に該当する機械を含む。)及び主たる用途が前記(a)によっても明らかでない機械は、第84類の注7の規定に基づいて第84.79項に属する。

(2) 本品については、これらの機械は、各メーカーの型式の相違によって同一品名のものであっても、各種の構造及び機能のものがあるので、それぞれその構造及び機能に従って、前記(1)により該当する項を決定する。

なお、皮革用の裁断機として第84.53項に属するのが適当であるものは、通常下記(a)の構造を有しており、また、織物類用の裁断機等として第84.51項に属するのが適当であるものは、通常下記(b)の構造を有しているものと考えられる。

(a) 皮革用の裁断機としての特徴

(i) single head の構造である。

(ii) 加圧力が通常20トン前後までである。

(iii) 加工面積が比較的小さい。

(iv) head を swing させ、かつ、cutting die を加工材料の適当な位置にセットすることにより加工材料の材質の良否等を考慮しながら、その加工位置を選択することができる。

(b) 織物類用等の裁断機としての特徴

- (i) 門型又は doublehead の構造である。
- (ii) 加圧力は、通常 25 トンを超える。
- (iii) 加工面積が比較的広い。
- (iv) 一般に、加工材料のきず、材質等の良否によって加工位置を選択して加工できる構造又は機能を有しないものであり、また、加工材料を連続して供給加工することができるものもある。

8451.40 1. Thermoprinting machine

本品は、転写紙に印刷された模様又は絵を熱と圧力とによって、織物又は編物等に連続的に転写する一体構造の機械であり、材料供給部、予熱部、転写部、冷却部及び巻取部から構成されている。

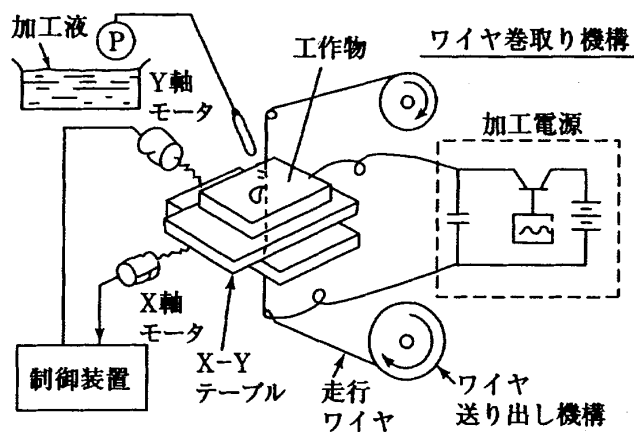
転写は次のような工程で行う。

特殊インキ（分散性染料）により模様又は絵が印刷された転写紙と無地布とを材料供給部で重ね合わせ、予熱部（水分除去用）を経て、転写部に送る。転写部には回転シリンダー（電熱で 215～300℃に加熱されている。）とその円周に沿って回転するプレスフェルト（エンドレス）があり、転写紙と無地布はプレスフェルトによりシリンダーに圧接される。この間にシリンダーの熱で転写紙の模様を構成する特殊インキが昇華し、密着している無地布に染み込んで模様が転写（染着）される。

本品の機能は、転写紙の模様を形成している特殊インキを熱で昇華させ、織物に染み込ませることによって織物に模様を転写することにあるので、印刷に該当すると認められない。したがって、第 8451.40 号の染色用機械の一種として、本号に属する。

8456.30 1. ワイヤカット放電加工機

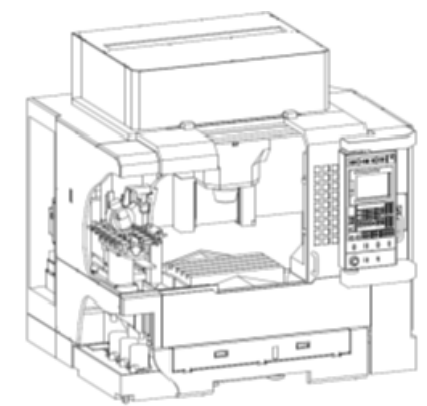
ワイヤカット放電加工機とは、通常、直径0.02ミリメートルから、0.3ミリメートル程度の金属線を電極として、工作物側又はワイヤ側を数値制御式により移動させながら、複雑な形状を糸のこ式に放電加工するものをいう。多品種少量生産に適しており、細かい部分品の抜き型作りに使用することが多い。



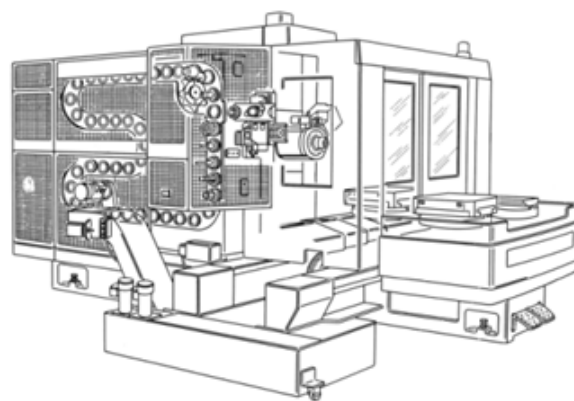
8457.10 1. マシニングセンター

マシニングセンターは、主として回転工具を使用し、フライス削り、中ぐり、穴あけ及びねじ立てを含む複数の切削加工ができ、かつ、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械である。

輸出統計品目表第8457.10号の細分において「立軸マシニングセンター」又は「横軸マシニングセンター」とは、それぞれ、マシニングセンターのうち主軸が垂直方向のもの又は水平方向のものが分類される。



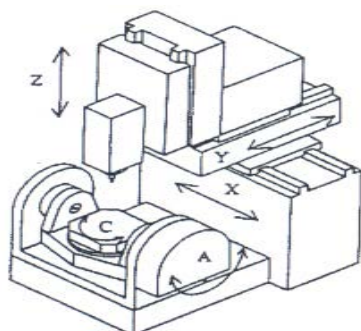
立軸マシニングセンター



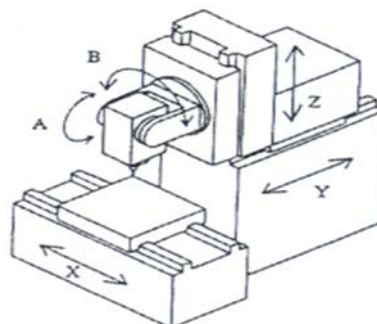
横軸マシニングセンター

8457.10 2. マシニングセンター（5軸以上のもの）

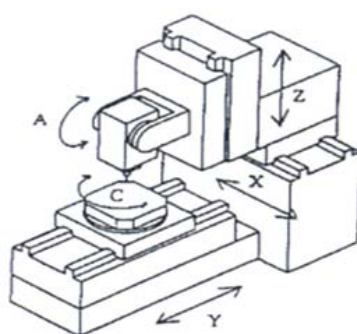
輸出統計品目表第 8457.10 号の細分において「5軸以上のもの」とは、マシニングセンターのうち直交3軸及び旋回2軸以上の計5軸以上を同時に制御できるものをいう。



テーブル旋回形



主軸頭旋回形



主軸頭テーブル旋回形（混合形）

8458.11 又は 8458.91 1. ターニングセンター（複合加工機を含む。）

回転工具主軸、割出し可能な工作主軸（連続割出し可能なもの（複合加工機）も含む。）、及びタレット又は工具マガジンを備え、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械。

（注）心押し台、第2刃物台、第2主軸台などを備えた機械もある。

8458.19 1. 普通旋盤（ベッド上の振りが1000ミリメートル以上のものに限る。）

普通旋盤はベッド、主軸台、往復台、しん押台、送り機構等から成り、工作物を回転させこれにバイト等の刃物を当てて外丸削り、中ぐり、突切り、正面削り、ねじ切りなどを行う加工機械で、通常の普通旋盤のほか高速旋盤、強力旋盤、精密旋盤、ロール旋盤、車軸旋盤、エレクトリックシャフト旋盤、ならいアタッチ付きの旋盤（通常の旋盤にならいうアタッチを取り付けてならい旋盤と同様な操作を手動で行うもの）等がある。

なお、この場合において「ベッド上の振り（swing over bed）」とは、工作物（work）がベッドに接触しない範囲の工作物の最大直径をいう。

8458.19 2. 自動ならい旋盤

自動ならい旋盤とは、形板又はモデルにならうてならい切削を行うものであうて、刃物台の切込み及び送りの運動を自動的循環運動で行うものをいう。このならい切削方式は、通常、触針（stylus）を形板（template）又はモデルにならうて動かし、その触針の動きを油圧式、電気式、空気式等の機構を通じて刃物台に伝達し工作物を切削するものである。

8459.59 1. 万能工具フライス盤

万能工具フライス盤は旋回することができる主軸ヘッド及び水平面以外の平面でも旋回することができるテーブルを有し、主として刃物又は工具の加工に使用するフライス盤である。複雑な加工を高精度に行うことを目的として設計したもので、種々のアタッチメントを組み合わせて使用することができるように製作してある。

8459.59 2. ならいフライス盤

フライス工具がモデルにならうて、feedされ、モデルと同一の形状又は相似する形状に工作物を加工するものがならいフライス盤である。

ならい方式においては触針（tracing stylus）がモデルに接触してその形状に従うて動き、その動きを機械式、油圧式、電気式又は空気式のサーボ機構によりプライス工具に伝える。したがうて、このような機能を有しないもの（カムを使用するもの（特定形状のものを加工する場合に使用するもので、モデルを使用せず、工具の移動は特定形状をしたカムにようて行われる。))は除外される。

8459. 69 1. プラノミラー

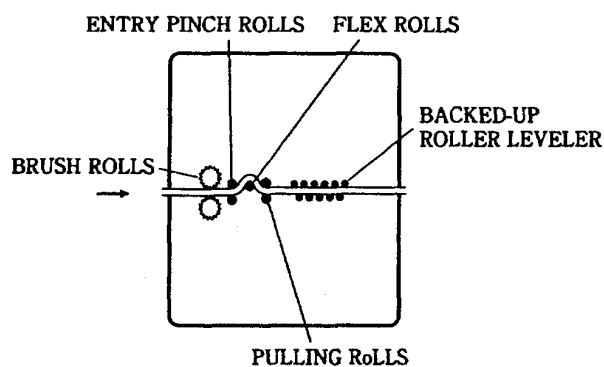
平削り盤に似た構造のフライス盤であって、ベッドの滑り面に沿って水平に移動するテーブルの上に工作物を取り付け、クロスレール上を移動することができるフライスベッドを持っている。平削り盤と異なる点は、平削り盤はバイトにより切削するのに対し、プラノミラーはフライス工具を使用する点である。

8460. 29 1. ねじ研削盤

ねじ研削盤とは、ねじの研削を目的とするものであり、砥（と）石に正確な送りを与えるために精密な親ねじ（lead screw）を有しており、研削すべきねじのピッチに応じて工作物と親ねじの回転比を調整する。雄ねじを研削するものを external screw grinder、雌ねじを研削するものを internal screw grinder という。

8462. 29 1. Flex-roll sheet processor 90" type

本品は、鋼板のプレス加工によくみられる波状の表面模様すなわち stretcher strain を除去するために使用されるものであり、内部機械は、brush rolls、entry pinch rolls、flex rolls、pulling rolls、backed-up roller leveler より構成されている（別図参照）。

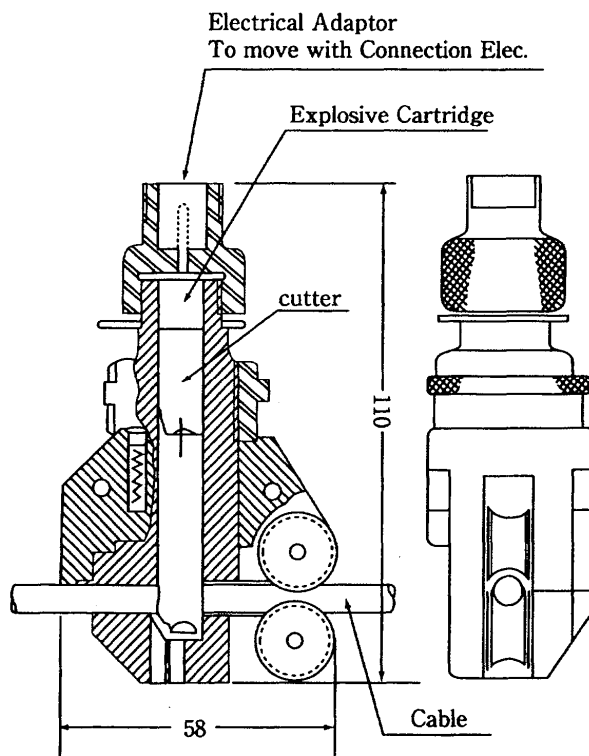


本品は外面的変形加工を目的とするものではないが、鋼板をわん曲状に通すことにより材質の表面に残留応力を生じさせることは、組織的に結晶粒子の変化に伴って stretcher strain を防ぐ結果となる。したがって、一種の材質加工用の金属矯正機として第 8462. 29 号に属する。

8462.39 1. ヘリコプター用 Hoist cable cutter assy

本品は、ヘリコプターに装着されているホイストにブラマツで取り付けられた安全装置で、緊急の場合等にケーブルをカッターで切断し、ヘリコプターにつり下げた貨物を機体から切り離し、飛行中の危難を防止する。

カッターは頭部にカートリッジを有し、パイロットのスイッチ操作により電気で火薬の点火爆発を行いカッターを射出してケーブルを切断する（別図参照）。



ホイストに装着するように設計してあり、火薬でカッターを動作させる金属剪（せん）断機とみられるので、第 8462.39 号に属する。

8464.90 1. “Errut” concrete and asphalt speedy plane MK II

本品は、滑走路、道路等に舗装したコンクリート又はアスファルトの表面の平滑仕上げ、溝切り等の作業を行う機械であり、回転軸を水平にしてカッティングヘッドを手押し式台車の前端に取り付け、台車上にカッターの駆動用エンジンを搭載したものである。

カッティングヘッドは、カッターの種類及びスペーサーの組み合わせにより数種のものがあり、それらは、交換可能である。

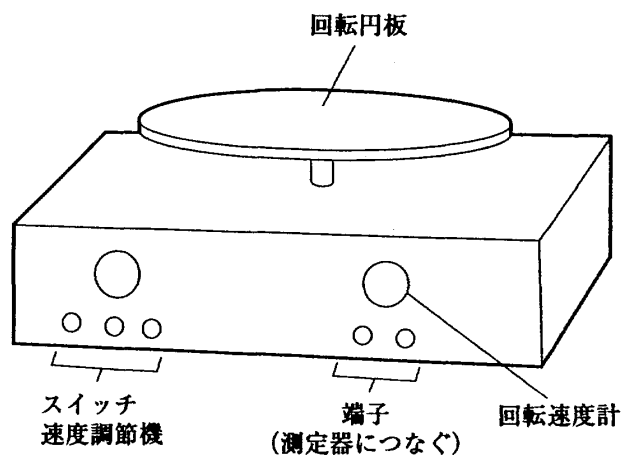
本品は、硬化したコンクリート又はアスファルトの表面に溝を付け又はその表面を平滑にする切削加工を行う移動式の機械であり、第 84.29 項及び第 84.30 項の地ならし用又は掘削用の機械には該当しない。

また、第 84.56 項から第 84.65 項までの加工機械は移動式の機械を除外していない。

本品は、コンクリート等の加工機械として第 8464.90 号に属する。

8479.89 1. Turn table

本品は、電動機と回転円板とが主体となっており、円板を一定の速度で回転するための速度自動調整装置を内蔵するもので、ジャイロコンパスの回転状態における性能又はアンテナの指向性等を試験するのに使用するものである。



例えば、ジャイロコンパスを試験する場合は、円板上にジャイロコンパスを取り付け、極低速から順次高速に回転すると、ジャイロコンパスはその回転状態に応じて追従するものであるが、その際、ジャイロコンパスが発信する電気信号は本機の端子より取り出される（この信号はジャイロコンパスが発信したままのものであって本機内でなんらの変化をうけるものではない）。この信号をオシロスコープその他の測定機器により測定し、ジャイロコンパスの特性を知ることができる。

本品は、動試験に使用するものであるが、試験の結果を知るためには測定機器を必要とする。したがって、本品は、単に一定条件のもとにおける運動、すなわち試験に必要な条件を与える機械にすぎない。

第90類において「試験用の機器」とは、Explanatory Notesの例示からみて、その機器によって結果を知ることができるものだけに限られ、本品のように試験をする際被測定物に一定の条件を与えるのみのもので、他の測定機器によってその結果を知ることが必要とするものは属しないと考えられる。なお、試験条件を与える機器の例として「信号発生器」が第8543.20号に特掲されている。

以上から本品は第90類の試験用の機器とは認め難いので、第8479.89号に属する。

8479.89 2. “Beck” razor blade slitter and rewinder

本品はプラスチックシートをテープ状に切断しながら巻き換えるもので、加工対象はプラスチックシートのほか、セロファン、アルミはく、紙等も加工することができるものである。

本機は一種のはん用機械とみなして第 8479.89 号に属する。

8479.89 3. Laminating machine

この機械は、ポリウレタン地と布地とを張り合わせる機械である。

ポリウレタン地は加圧ロールに入る手前でバーナーにより表面が加熱され、ガイドロールを経て供給される布地と合わせて加圧ロールにより加圧されて張り合わされる。これにより繊維布地にポリウレタン地を裏打ちするものである。

本機は、布地の仕上機械 (84.51) でも布地の製造機械 (84.46) でもなく、布地を加工する (ポリウレタンを裏打ちする。) 機械であり、特掲されていないその他の機械として第 8479.89 号に属する。

8479.89 4. Fog horn

本品は、人力による音響発生機構を有する霧中警笛であり、船舶常用の警笛が主機、発電機等の故障で使用できないときに使用する。

ハンドルを回すと中央木板に取り付けられたハンドル両側の牛革製空気圧縮袋が左右交互に伸縮作動し、空気は下部の木製空気貯蔵箱に送られる。空気貯蔵箱の側面には黄銅製のラップと取外しのできる笛が取り付けられ、下部には空気量を調節する牛革製伸縮袋と銅製ばねがついており、空気貯蔵箱に断続的に送られる空気はばねの弾性によって一定圧に調整され、笛が連続して鳴る。

本品は送風機構、空気調整機構及び笛から成る音響発生の機能を有する一種の機械であり、警報用ホーンであるから特掲されていないその他の機械として第 8479.89 号に属する。

8479.89 5. B-D-H Micromanipulator

本品は細胞その他の極微物質の研究に当たり、その一部を取り出し又は切り取る等の処理に使用するものであって、manipulator head assy、ジョイスティック、power & ratio control 及び変圧器で構成されている。manipulator head は、microtool post 及び microtool（小径のガラス管）を内蔵し、microtool post には立体的に張られた三対の抵抗線エレメントが取り付けられており、この部分に通電することにより電気抵抗熱によって起こる膨脹収縮を利用して、microtool の運動の距離及び方向を任意に制御できる。これらの操作は、ジョイスティック（操作レバー）により行い、power & ratio control unit は、manipulator head の選択、microtool の移動量の調節のためのものである。

本品の機能は、いわゆる物品の単なる取扱いのみでなく、microtool により細胞その他の極微物質の処理を行うものであるので、機能及び用途からみて、本品は一種の定置式の microtool と認められるため、特掲されていないその他の機械として第 8479.89 号に属する。

8479.89 6. Car washer

本品は、乗用自動車の洗車装置の主要部で、アーチ型の鉄鋼製フレームにロール状の回転式ブラシを取り付けたものであり、ブラシには、天井面用、側面用等がある。

乗用車がコンベヤによりアーチの中に送り込まれると、ブラシ軸の多数の孔から、洗浄液が噴出し、ブラシが回転して洗車が行われる。

また、本機の前後にはタイヤ洗浄機、洗剤泡立器、ワックス塗布機、乾燥機等が設置されている。

本品は、水又は洗浄液を自動車のボディ上に噴射するが、自動車の洗浄はその噴射作用によって行われるのではなく、主として水又は洗浄液を含んだブラシの回転によって行われるものであり、特掲されていないその他の機械として第 8479.89 号に属する。

8479.89 7. Refrigifilter

本品は、空気圧利用機械等に供給する圧縮空気の中に含有されている水、油、ほこり等を冷凍装置及びフィルターを使用して除去する機械である。

本品は、冷凍機構（圧縮機、凝縮器及び蒸発器から成る。）、熱交換器、フィルター等から構成され、これらは同一のキャビネットに収納されている。

別床の気体圧縮機で圧縮した空気（圧力 7 kg/cm^2 、温度 37.8°C ）を本機内に流入させると、空気は、まず熱交換器で若干予冷され、更に冷凍装置の蒸発器に接して温度 1.7°C 程度まで冷却される。この冷却の過程で空気の中に含有されている水及び油は凝縮して分離される。乾燥した圧縮空気は、フィルター部に導かれ、ほこり等が除去され、再び熱交換器を通り、流入してくる未処理の圧縮空気との熱交換により再び温められ（圧力 6.8 kg/cm^2 、温度 33.3°C ）、空気圧利用機械等に送られる。

本品は、圧縮空気中含有されている水、油、ほこり等を冷凍機構を利用して除去する機械であるが、主たる機能及び目的は空気の冷却ではなく除湿にあると認められる。

関税率表解説第 84.79 項において、同項には除湿器を含む旨を定めてあり、その除湿方法については特に限定していない。したがって、当該除湿器には、本品のように冷凍機構を使用したものも含むと解される。

一方、このことは、第 84.18 項の冷蔵用又は冷凍用の機器は、単に冷凍機構を有するのみでなく、当該機構により他の物品の冷却を行う目的と機能とを有する機械を指し、本品のような除湿を目的として作られた機械を含まないことを示すと解される。

また、本品は、第 84.15 項に規定する機構及び機能を有しないので、同項にも属しない。

したがって、本品は除湿器として第 8479.89 号に属する。

84.81 項 1. Unitrol

本品は、貯蔵式ガス湯沸器、温水ボイラー等のガス器具に取り付けられ、水温をあらかじめ設定した温度にし、またその温度を保つため、自動的にガスの供給又は停止を行う機器である。

本品は、ガス自動バルブ機構、口火安全機構（電磁弁）及び三方切換ガスコックが一体構造に組み込まれたものである。

ガス自動バルブ機構は、湯沸器等の水温をあらかじめ設定した希望温度に維持するために必要なガスを供給又は停止する装置で、温度設定ダイヤル、水温を検出する水平挿入式サーモスタット、その伸縮を拡大するレバー機構、ガスの通路を開閉するバルブ等から成る。

口火安全機構としての電磁弁は、本品のガスの流入口にあつて、湯沸器等のパイロットバーナー一部の熱電対と電線により接続されている。パイロットバーナーの炎で熱電対に起電力が発生し、これにより電磁弁が開かれる。炎が消えると起電力が消滅し、電磁弁は閉じてガスの流入を停止する。

三方切換ガスコックは、それを「OFF」の位置から「パイロット」の位置に回すと、口火が点火され、更に「ON」の位置に回すとガス自動バルブ機構のバルブが開き、バーナーにガスを供給する。

本品の機能は、本品が取り付けられるガス器具の内部の温度変化に応じて、弁機構を開閉し、熱源としてのガスの供給又は停止を行うものである。

本品に組み込まれているサーモスタットは、温度変化に応じてバルブを開閉するためのものである。

このように温度の変化によってバルブの開閉が行われる弁は、第 84.81 項の温度制御式弁の一種と認められるので、本項に属する。